平成２３年（フ）第２１２号
秋田市泉中央５丁目９番16号
破産者　松浦　　淳
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６０号
山形県鶴岡市湯温海字湯之尻83番地３
破産者　株式会社斎長
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１２２号
最後の住所山形県鶴岡市鼠ヶ関乙15番地
破産者　亡冨樫繁一相続財産
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３７７号
福島市松川町字南諏訪原78番１
破産者　有限会社菅野設備
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第７３号
福島市泉字長滝前５番地の６
破産者　有限会社オノデン
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第３号
福島市笹木野字北寺畑３番地の17
破産者　有限会社エンテック
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２６４８号
横浜市港南区港南中央通９―14ライオンズマンション港南中央214号
破産者　株式会社コスモ(旧商号株式会社石城)
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７０５号
横浜市青葉区桂台２―８―６　グリーンプラザ鈴木105号、商業登記簿上の本店所在地横浜市都筑区牛久保西１丁目１番35号―103号
破産者　株式会社ティーエヌ
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８６０号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本386番地の16
破産者　有限会社弘法の湯
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５６４号
静岡県牧之原市静谷2620番地の６
破産者　有限会社茶香園
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２５号
愛知県安城市城南町一丁目18番地21
破産者　有限会社サワダ
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８６号
愛知県岡崎市康生通西３丁目15番地７
破産者　有限会社ラ・パンセ
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３２２号
豊橋市下地町字北村88番地の１
破産者　有限会社榊原家具製作所
1　決定年月日　平成24年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第６４号
京都府宮津市字須津23番地の101
破産者　柴田　浩二
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第６５号
京都府宮津市字須津23番地の101
破産者　柴田　正夫
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第１８２号
佐賀県武雄市若木町大字川古7444番地
破産者　北村　博子
1　決定年月日　平成24年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２３６８号
福岡県春日市春日原北町３丁目58番地１春日原テルミナ501号
破産者　半晴　誠吾
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５９２号
福岡市南区屋形原２丁目27番１号
破産者　鳥巣　可奈
1　決定年月日　平成24年４月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３２１０号
札幌市南区常盤２条１丁目12番14号
破産者　山口　誠治
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２０４号
仙台市太白区秋保町湯向20―14　エム・ハイツ202、住民票上の住所神奈川県厚木市戸室１丁目16番３号
破産者　佐名木正代
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５３８号
埼玉県越谷市赤山町３丁目17番地　福栄マンション202号、旧住所埼玉県越谷市宮本町５丁目28番地１　キャピタルⅢ207号
破産者　吉川美由紀
1　決定年月日　平成24年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係